

東神楽町地球温暖化対策実行計画
事務事業編
第2版

(令和5年度～令和12年度)

令和5年5月
東神楽町

目次

第1章 背景

- 1 気候変動の影響
- 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
- 3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

第2章 基本的事項

- 1 目的
- 2 対象とする範囲
- 3 対象とする温室効果ガスの種類
- 4 計画期間
- 5 上位計画との関連性

第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1 温室効果ガスの総排出量

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

- 1 目標設定の考え方
- 2 温室効果ガスの削減目標

第5章 目標達成に向けた取り組み

- 1 取り組みの基本方針
- 2 取り組みの具体的な内容

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

- 1 推進体制
- 2 点検・評価・見直しサイクル
- 3 進捗状況の公表

第 1 章 背景

(1) 気候変動の影響

産業革命以降の気候システムの変化には、人間活動が深く関係しており、地球温暖化の原因となっているガスには様々なものが存在しますが、最も影響を与えているのは、大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度の増加であることが分かっています。

2021年8月にはIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大していくことが示されました。

今のままCO₂などの温室効果ガスを排出し続けた場合に想定される気温の上昇や海面の上昇、自然災害といった事態を防ぐためには、人間の活動から発生するCO₂の大幅な削減が必要とされ、平均気温の上昇を望ましいとされる1.5℃以内に抑えるには2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）とする必要があります。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年12月、第21回国連機構変動枠組条約締約国会議（COP21）において、CO₂など温室効果ガスの排出削減目標を取り決めたパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定では、世界全体で今世紀後半に人間活動による温室効果ガス排出を実質的にゼロにすることが取り決められ、日本を含む197の国と地域が合意し、各国ごとに削減目標を公表しています。

しかしながら現在の各国の削減目標を足し合わせても、世界の平均気温上昇を2℃未満に抑えるというパリ協定での目標には届かず、日本を含む各国は削減率の引き上げや排出ゼロ実現の時期の前倒しが急務となっています。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

地球温暖化に関する認識が世界的に広がる中で、2020年（令和2年）10月、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すと宣言しました。

2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの排出削減目標を2013年度と比較し46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

また2021年10月には、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー政策の道

第 2 章 基本的事項

(1) 目的

東神楽町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「東神楽町事務事業編」といいます)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます)第21条1項に基づき、本町の事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの有効活用、省エネ、廃棄物の減量化などの取組を推進し温室効果ガス排出量の削減を目的として策定するものです。

東神楽町の事務・事業において温室効果ガス排出抑制を率先して推進することで、町内事業者や町民にも理解と協力を求めながら温室効果ガスの排出抑制に寄与していきます。

(2) 対象とする範囲

東神楽町事務事業編の対象は、本町の事務及び事業であり、実行計画の対象施設は本庁舎だけではなく、学校教育施設、社会教育施設、公立学校、国保診療所等も含むものとします。

なお、対象施設の一覧は次に示す通りとします。

施設用途分類	施設数	主要な建物等
学校教育系施設	4 施設	東聖小学校・東神楽小学校・東神楽中学校・志比内小学校
子育て支援施設	4 施設	町立認定こども園「ここから(心楽花)」・東聖ひじり野地区地域世代交流センター「ぱれっと」・地域世代交流センター「これっと」・東神楽町東川町子ども発達支援センター「おひさま」
文化系施設	9 施設	聖台公民館・忠栄地区公民館・志比内地区公民館・稲荷地区公民館・八千代地区公民館・ふれあい交流館・東神楽町図書館・交流プラザつつじ館・文化ホール
スポーツ・観光・産業系施設	14 施設	東神楽町総合体育館・東神楽町トレーニングセンター・B&G 海洋センター・ふれあい交流館(プール)・河川敷運動公園・弓道場・義経公園・森林公園・稲荷公園・ひじり野公園・忠栄金毘羅公園・ひじり野西公園・農畜産物加工施設・育苗センター

公営住宅・特定公共賃貸住宅 施設	10 施設	東聖団地・緑町団地・さくら町団地・新町 団地・北町団地（2 施設）・忠栄団地・志 比内団地・ひじり野西団地・南町団地
職員住宅・その他住宅施設	6 施設	緑町職員住宅・東神楽小学校教職員住宅・ 東聖小学校教職員住宅（2 施設）・志比内 小学校教職員住宅・八千代地区公民館管 理人住宅
行政系施設	8 施設	東神楽町役場庁舎・公用車車庫・東聖排水 池・東聖配水池（増設）・かつら町団地配 水池・さくら町団地配水池・中央排水池・
保険福祉施設	1 施設	国民健康保険診療所
その他施設	4 施設	大雪霊園・新大雪霊園・柏木ヶ丘墓地 バス待合所

（３） 対象とする温室効果ガスの種類

東神楽町内において排出される温室効果ガスの大半は、二酸化炭素（CO₂）であることから、東神楽町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、二酸化炭素（CO₂）のみとします。

（４） 計画期間

東神楽町事務事業編は、2019 年度を基準に新たに 2023 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2027 年度に計画の見直しを行います。

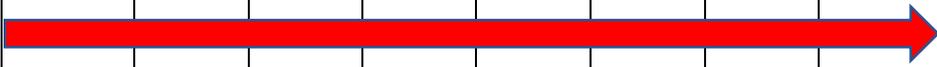
項目	年度										
	2019 年	・・・	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年	2030 年	
期間中の 事項	基準年度		計画開始				見直し			目標年度	
計画 期間											

図 2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画との関連性

東神楽町事務事業編は地球温暖化対策推進法第 21 条 2 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び東神楽町総合計画に即して策定します。

第3章 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガスの総排出量

温室効果ガスの総排出量削減目標を策定するにあたり、町の事務及び事業全般を対象とし、各施設、車両等の燃料や電気の仕様に伴う二酸化炭素（CO₂）の排出量を算出し、その合計を基準年度（2019年度）における温室効果ガスの総排出量とします。

本町の事務事業から排出されるCO₂排出量（2019年度）

調査項目	使用量	排出係数	二酸化炭素排出量	排出割合
電気	3,025,912kwh	0.00060t-CO ₂ /kwh	1,818.6-CO ₂	49.5%
LPガス	3,711 m ³	3 t -CO ₂ /kwh	24.3t-CO ₂	0.7%
灯油	334,358L	2.49 t -CO ₂ /kL	832.6t-CO ₂	22.7%
軽油	72,873L	2.58 t-CO ₂ /kL	188.0t-CO ₂	5.1%
ガソリン	14479.29L	2.32 t-CO ₂ /kL	33.6t-CO ₂	1.0%
A重油	283,400 L	2.71 t-CO ₂ /kL	768.0t-CO ₂	21.0%
合計	-	-	3,665.1t-CO ₂	100%

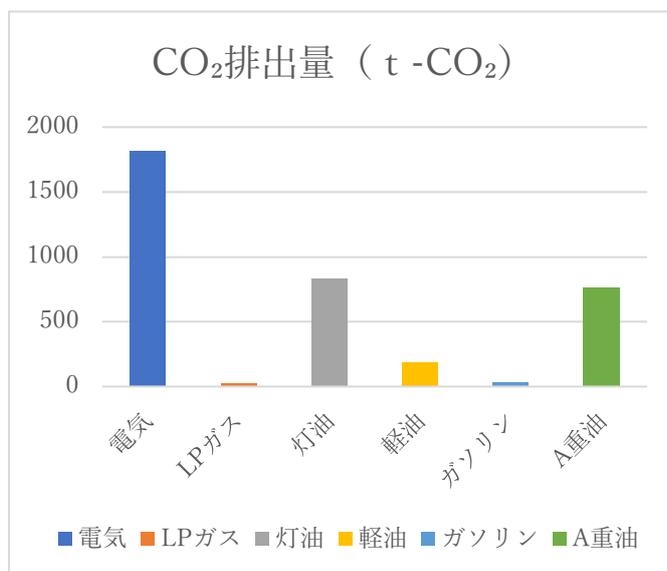


図3 エネルギー別CO₂排出量

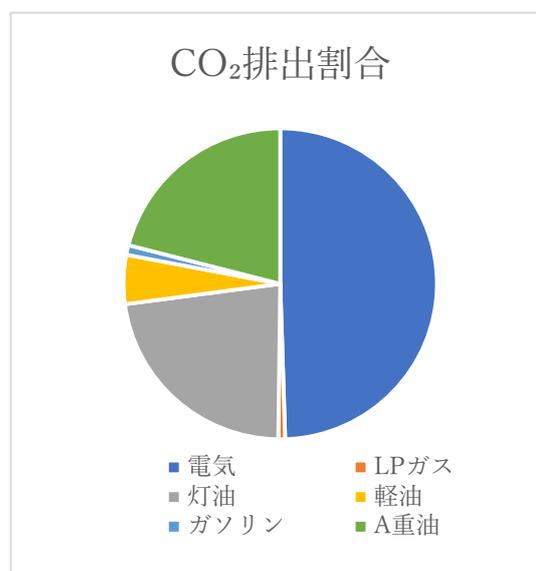


図4 エネルギー別CO₂排出量割合

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

東神楽町は2022年3月25日、「東神楽町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、「2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指しています。

2050年にゼロカーボンシティ実現するため、政府削減目標である「2013年度比50%の温室効果ガス削減」を踏まえたうえで、東神楽町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を再設定します。

なお、政府削減目標の基準年は2013年となっていますが、東神楽町内域における温室効果ガス排出量の詳細な推計値データを測定した2019年度（平成31年）の排出量を基準とします。

(2) 温室効果ガスの削減目標

地球温暖化対策の推進を図るため、温室効果ガス総排出量の削減目標を定めます。町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量について2019年度を基準とし、目標年度である2030年度までに50%削減を目指します。

項目	基準年度（2019年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	3,665.1t-CO ₂	1832.5t-CO ₂
削減率	-	50%

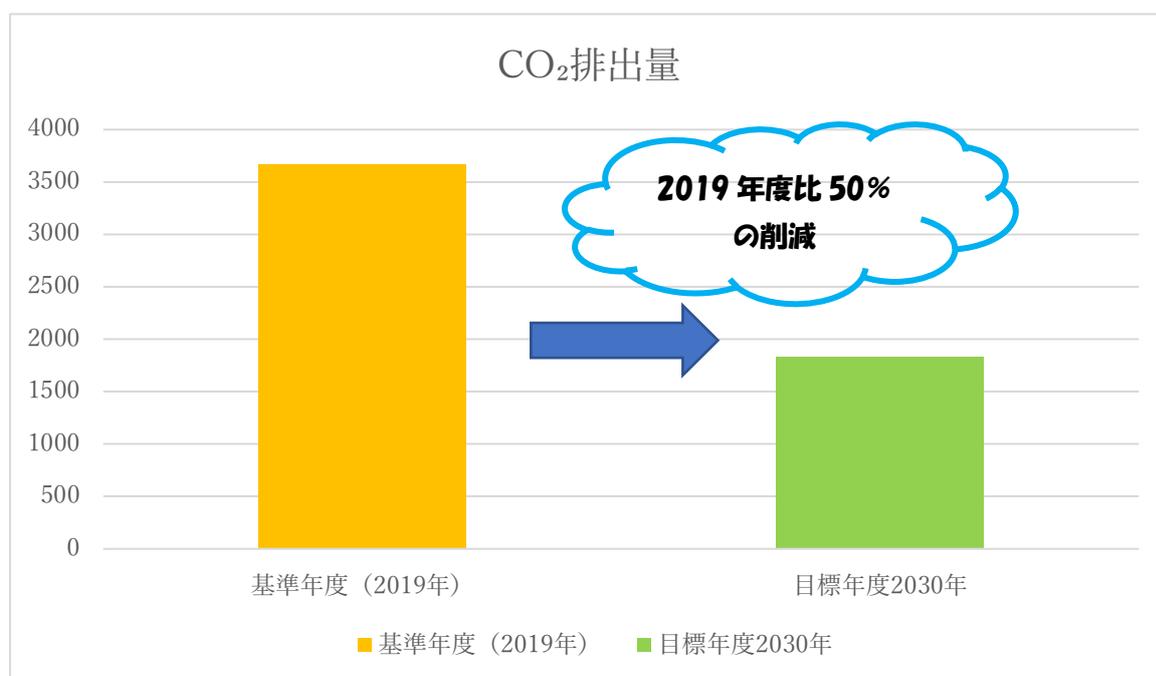


図5 目標年度と基準年度のCO₂排出量対比

第5章 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

ゼロカーボンシティを実現するためには、東神楽町の事務事業において、率先して温室効果ガス削減につながる取組を行うことが必要不可欠です。

また、ゼロカーボン達成に向けた各種取組については、総合計画で掲げている「花と緑に包まれた美しく安全なまちづくり」を実現するための手段であり、単なる温室効果ガス排出量削減にとどまらず、経済的合理性に基づいたうえで、より住みやすいまちづくりに寄与する手段を用いることが重要です。

以上の観点から東神楽町では、次に定める事項について重点的に取組みゼロカーボンシティの実現と花と緑に包まれた安全なまちづくりを進めていきます。

(2) 取組の具体的な内容

1 公共施設設備の更新

- a 公共施設（建物）への太陽光発電設備設置を進め、太陽光発電設備設置率 80%超を目指します。また蓄電池についても公共施設（建物）の利用状況や電力使用料に応じ積極的に導入を進めます。
- b 公共施設（建物）の照明器具について 100%LED 化を目指します。
- c 公共施設（建物）の新築、改修時には可能な限り断熱性能を高めることを目指し、温室効果ガスの排出量を削減します。
- d 街灯について 100%LED 化を目指します。

2 ゼロカーボン×DX 化に関する取組

- a デジタルシステムを積極的に導入し、紙使用量を大幅に削減します。
- b デジタル技術を最大限に活用し、効率的な事務処理を図ることで、電気・燃料等エネルギー資源の使用量を低減します。
- c 状況に応じ柔軟にテレワークを行うことで職員の移動機会を減らし温室効果ガス排出量を削減します。

3 ゼロカーボンドライブに関する取組

- a 保有している公用車のうち 50%以上を EV もしくは PHEV とし、太陽光発電により発生したクリーンエネルギーを活用したゼロカーボンドライブの実現を目指します。
- b 短距離の移動については徒歩もしくは自転車を活用します。
- c 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。

4 再生可能エネルギーを活用した防災拠点の整備

- a 避難所等の防災施設に対し可能な限り太陽光発電設備を設置し、停電などの非常時でも蓄電池や EV 自動車を活用した災害支援が可能な防災拠点の整備を検討します。

5 廃棄物の減量化、リサイクルの推進に関する取り組み

- a 町の基準に沿った分別収集を徹底します。
- b 食品残渣や東神楽町の特徴である花の廃棄物について新技術を活用した堆肥化の推進を目指します
- c 両面コピーや縮小コピーを徹底します。
- d 使い捨て容器の購入は極力控えます。
- e 仕様済み封筒は再利用します。
- f コピー機やプリンターのトナーカートリッジはリサイクルします。

6 職員の働き方に関する取り組み

- a より一層の効率的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努めます。
- b 不要な照明の消灯に努め、町民サービスに支障のない範囲で昼休み時間の消灯を徹底します。
- c OA 機器は一定以上の時間使わない場合は電源を切るように努めます。
- d 職員はエレベーターを使わないようにし、階段を利用します。
- e 退庁時に身の回りの電気器具類の電源が切られていることを確認します。
- f 温度調節機能のある空調機は、冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に適切な温度管理に努めます。
- g エアコンの過度な使用を控えます。
- h 適切な温度管理とするため、「ナチュラルビズ・スタイル」を推進します。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

東神楽町事務事業編を推進するため、東神楽町ゼロカーボン推進事業の責任者を町長とし、まちづくり推進課長を事務局長とする東神楽町ゼロカーボン推進事務局を設置し取り組みを確実に推進します。

また、「ゼロカーボン推進プロジェクトチーム」と「東神楽町ゼロカーボン推進協議会」と密接に連携を図りながら、ゼロカーボン関連施策の企画・立案・実行を着実に進めていきます。

1 東神楽町ゼロカーボン推進事務局

まちづくり推進課長を事務統括責任者（事務局長）とし、まちづくり推進課地域政策系の職員で構成します。

事務局はゼロカーボン推進に関する事務全般を行い、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、事業責任者及び副事業責任者、ゼロカーボン推進プロジェクトチーム、東神楽町ゼロカーボン推進協議会に実行状況を報告します。

2 東神楽町ゼロカーボン推進プロジェクトチーム

事務局をまちづくり推進課が務め、各課の若手職員を中心に構成します。各課からゼロカーボン推進に関する意見を集約し、効果や実現可能性について協議を重ね、協議結果を各課にフィードバックすることで、職員が一丸となってゼロカーボン推進に取り組みます。

3 東神楽町ゼロカーボン推進協議会

東神楽町におけるゼロカーボン推進事業の総合的かつ効果的な推進を図るために設置され、東神楽町内のゼロカーボン推進に関係する団体、事業者、住民の代表により構成されています。

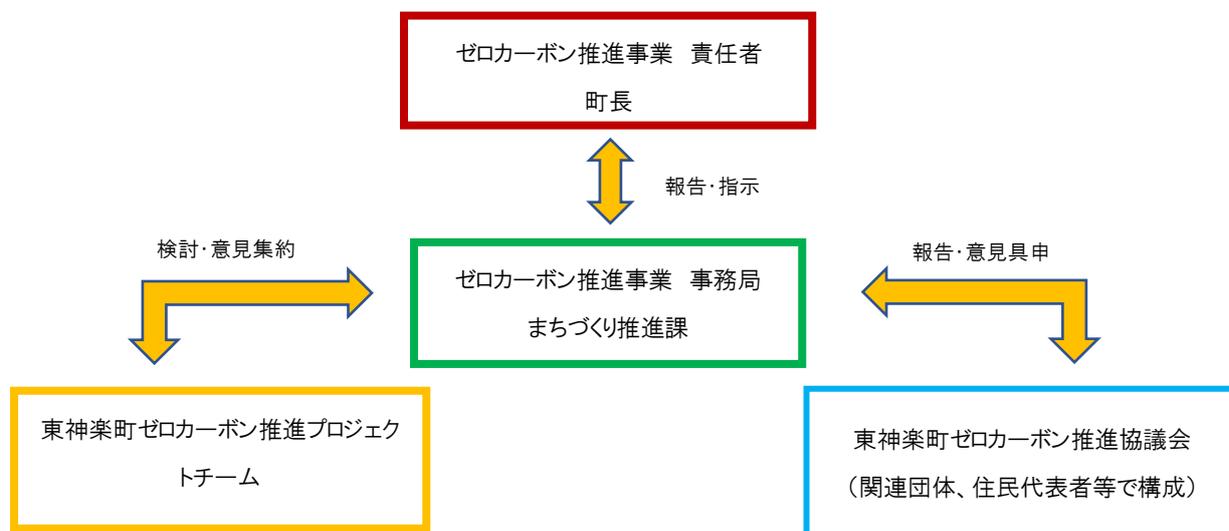


図 6 東神楽町事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

東神楽町事務事業編は、Plan(計画)⇒Do(実行)⇒Check(確認)⇒Act(改善)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取り組みに対するPDCAを繰り返すとともに、東神楽町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

東神楽町事務事業編の進捗状況は、東神楽町ゼロカーボン推進プロジェクトメンバーが事務局に対して随時報告を行い、事務局はその結果を整理して事業責任者及び事業副責任者に報告します。

事務局はその結果を年1回、東神楽町ゼロカーボン推進協議会に報告します。東神楽町ゼロカーボン推進協議会は当該報告の評価・点検を行った後、事務局が意見集約し、事業責任者とともに次年度の取り組みの方針を決定します。

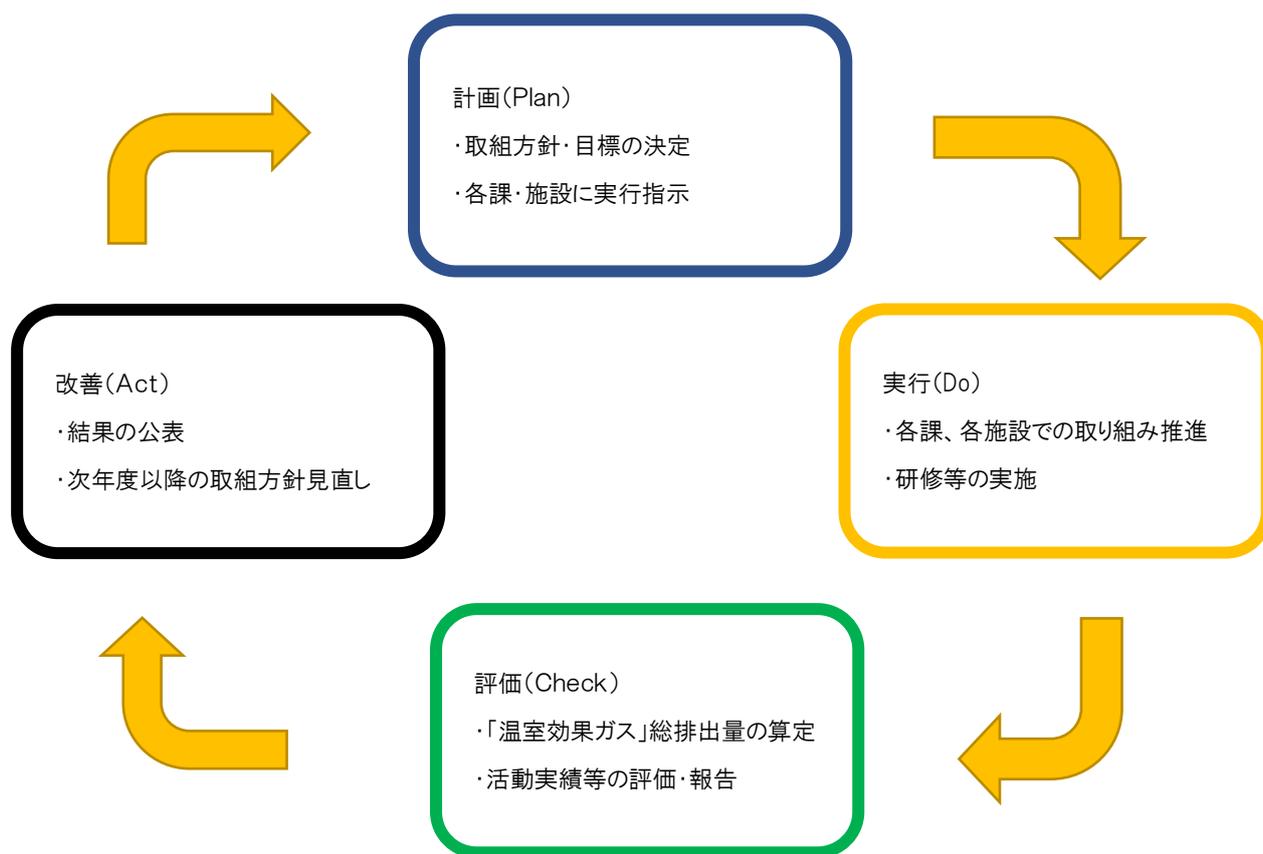


図7 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

東神楽町事務事業編の進捗状況は、東神楽町の広報誌やホームページ等で随時公表します。